

〈研究ノート〉

戦前における電気利用組合の地域的展開(1)

西 野 寿 章

Development of Co-operative Society for Electricity Supply in Mountain Villages before World War II.

Toshiaki NISHINO

Summary

The purpose of this paper is to clarify the history of development of co-operative society for electricity supply before World War II. Most of electricity supply companies of Japan were established in cities by private capital, and the first company was established in 1887. The number of electricity supply companies were 573 in 1917, and the number reached about 800 in 1933.

However, electric power industry had not developed in mountain villages where the dimension of population was small. Many of electricity supply companies before World War II did not understand a public concept. The condition of arrangement of houses in mountain villages were an unfavorable term for the supply of electricity. When the supply of electricity was received from company, a lot of utility poles were needed for settlement in mountain villages. Therefore, the cost of electricity supply for mountain villages by company of electricity supply was higher than the cost of city. When the settlements of mountain villages demanded electricity supply to company, inhabitant had to bear the cost of large amount of money.

Therefore, electricity supply were done by three methods in mountain villages. The first method was establishment of electricity supply company by capitalists in the mountain villages. The second method was a electricity supply by municipality. And, the third method was establishment of a small-scale co-operative society for electricity supply. The end of electricity supply network before World War II was constructed by money, labor, and wisdom of inhabitant in mountain villages.

I はじめに

本稿の目的は、主に山村に立地した、戦前の電気利用組合の設立状況を概観し、同組合の地域的成立条件を知る手懸かりとすることにある。

現在の農業協同組合の前身である産業組合は、1900（明治33）年に公布された産業組合法に基づいて、市町村、旧村などを地域単位として、順次、全国に設立された。産業組合の事業には、組合員の預金、貸付を行う信用事業、組合員が生産した米や生糸の流通を担う販売事業、農業用肥料の仕入れ、燃料、一般雑貨の組合員への販売を行う購買事業、そして、農耕機具、精米麦機、肥料粉碎機、乾籾施設、搾乳施設、理髪、冠婚葬祭用具、病院、浴場、電気事業など、公共的施設、社会的施設を設置し、組合員が利用する利用事業があった。

ところで、わが国における電気事業は、1887（明治20）年の東京電灯の開業を嚆矢として、民営主導で展開した。翌1888年には神戸電灯が開業し、京都電灯（1889年）、名古屋電灯（1889年）、大阪電灯（1890年）と、都市部を中心として電灯会社の開業が相次いだ。東京電灯の開業から20年後の1907（明治40）年における開業電気事業者数は177を数え、1917（大正6）年では573、1927（昭和2）年では728を数えて、1933（昭和8）年は818と最大を数えた。

戦前の電気事業は、都市部を中心に発達し、農村、山村、離島における電気の普及は都市部に比べ、相当遅れた。その要因は、戦前の電灯会社には電気事業に対する公共性の認識が希薄であったために、収益性を重んじ、発電拠点には近くても、人家が散在し、送配電コストがかかる農村や山村は積極的には配電

の対象としてこなかったことにある。農村、山村が電灯会社に配電区域への編入を希望した際、電灯会社は地域に対して、高額な寄付金や工事への住民出役を要求した事例が多く見られたことから、戦前における電気事業の性格の一端を知ることができる。そのため、わが国の電灯普及率が70%に達した1922（大正11）年においても、多くの農村、山村、離島は無配電地域となっていた。

ところがこの無配電地域は、次第に町村営による電気事業、集落における電気利用組合、あるいは地域住民の出資によって設立された電灯会社によって電気供給がなされるようになる。実際には、戦後においても山村には無配電地域が存在し、第二次世界大戦以前に全ての地域に配電されたわけではないが、民営電灯会社の配電地域からはずされた地域の中には、自ら電気事業に乗り出した地域もあった。

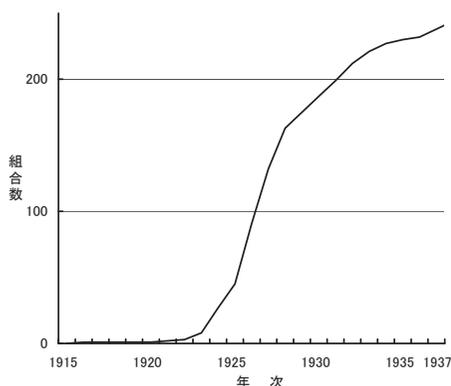
しかしながら、町村営電気事業や電気利用組合によって電気供給の行われた戦前の山村は、脆弱な財政構造と地主小作制度による階層性の著しい村落社会を形成していた。筆者の研究課題は、このような山村において、自治体や村落社会が莫大な費用を必要とする電気事業を創業し、経営可能とした地域的条件を究明することにある。自主税源に乏しい山村の自治体や住民が、創業資金をどのように調達し、電気供給システムの末端部を形成したのかを知ることは、戦前の山村における社会資本整備の過程を明らかにするうえでも重要である。

そのため筆者は、これまでに山村における町村営電気事業¹⁾、電気利用組合²⁾に関する研究を積み重ねてきた。戦前の電気事業に関する研究の多くは、大都市に立地した大電力の発展と市場競争、地域独占の形成過程に焦点を当てた研究が多く³⁾、無配電地域に電気供給を行った町村営電気事業や電気利用組合

に関する研究は皆無である。そこで本稿では、戦前の電気利用組合がどのように形成されたのかを知る手懸かりを掴むため、電気利用組合が多く立地した府県を研究対象地域として行った資料調査結果をまとめ、研究の一助とする。

II 電気利用組合の発展過程

第1図は、1915（大正4）年から1937（昭和12）年までにおける電気利用組合の組合数



第1図 電気利用組合数の推移

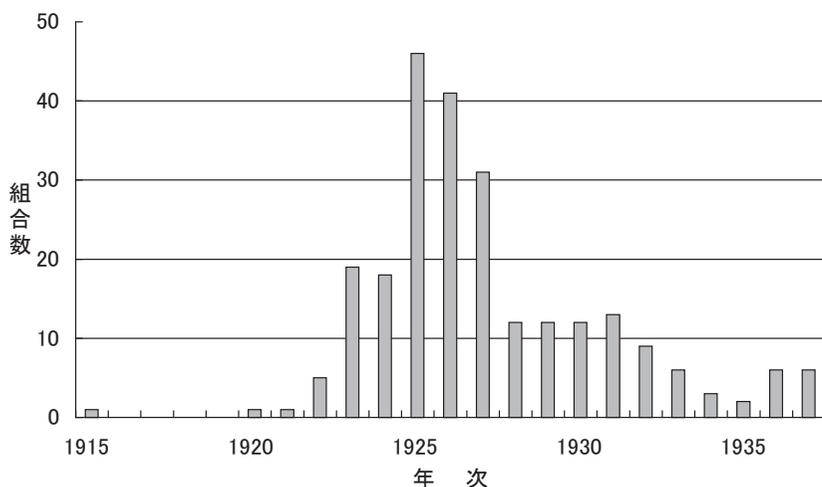
(産業組合中央会(1929)『電気利用組合に関する調査』及び通信省(1939)『第30回電気事業要覧』より作成)

の推移を示したものである⁴⁾。筆者が把握した電気利用組合の組合数は、1922（大正11）年では8組合を数えるに過ぎなかったが、1926（大正15）年では132組合に急増し、1932（昭和7）年には221組合を数えている。そして、電力の国家管理が行われる直前の1937（昭和12）年では244組合を数えた。

第2図には、電気利用組合の開業年次別組合数を示した。電気利用組合の開業は1923（大正12）年から急増し、同年には19組合、1924年は18組合、1925年には46組合、1926年には41組合が開業し、1925年から1927年の間に開業時期が集中している点は注目される。

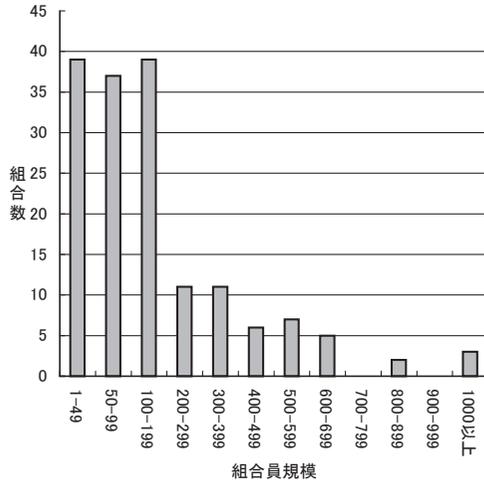
第3図は、電気利用組合の組合員規模別組合数をみたものである⁵⁾。組合員数の判明した160組合の平均組合員数は198.8人となっており、電気利用組合のほとんどは199人以下の規模となっている。このことから、電気利用組合による電気供給地域は、おおよそ200戸規模の大きさの地域であったことが推測される。

組合員数が最も多いのは、鹿児島県の蒲生電気利用組合（1924年開業・始良郡蒲生村）



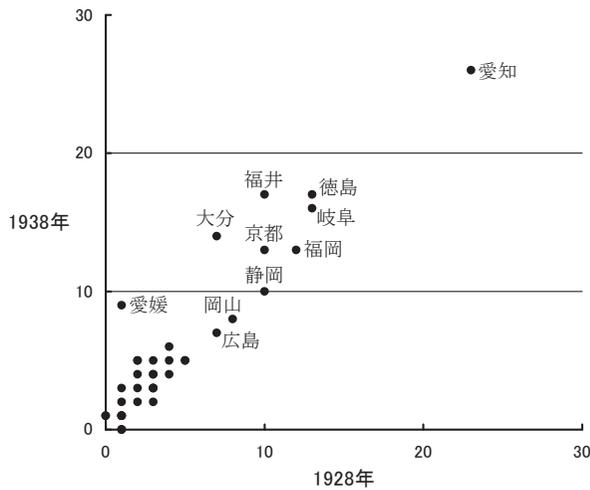
第2図 電気利用組合 開業時期別組合数

(産業組合中央会(1929)『電気利用組合に関する調査』及び通信省(1939)『第30回電気事業要覧』より作成)



第3図 電気利用組合 組合員規模別組合数

(産業組合中央会(1929)『電気利用組合に関する調査』より作成)



第4図 道府県別 電気利用組合の開業組合数

(産業組合中央会(1929)『電気利用組合に関する調査』及び通信省(1939)『第30回電気事業要覧』より作成)

の1646人で、次いで広島県の大佐川電気利用組合(1929年開業・山縣郡美和村ほか)の1380人、鹿児島県の大迫産業組合(1923年開業・鹿児島郡伊敷村)の順となっている。これらは、多くの電気利用組合が200戸規模までの地域の大きさを供給地域としていたのに対して、自治体のほぼ全域を供給地域として

いたものと考えられ、組合というよりも、村営電気事業的性格を強く有していたものと考えられる⁶⁾。

次にこれらの電気利用組合の展開を地域別にみる。第4図は1928(昭和3)年と1938(昭和13)年における道府県別開業組合数を示したものである。電気利用組合は、1938年まで

に1道1府37県に開業した⁷⁾。それを道府県別にみると、最も多いのは愛知県で、1928年23組合、1938年26組合を数えた。次いで多いのは福井県で1928年10組合、1938年17組合、徳島県も1928年13組合、1938年17組合を数え、これらのほか、岐阜県、大分県、京都府、福岡県、静岡県は1938年には10組合以上を数えている。また、愛媛県、岡山県、広島県も、1938年の組合数では、比較的多い地域となっている。

その一方で、群馬県、奈良県、佐賀県は1938年の組合数はそれぞれ2組合、青森県、埼玉県、和歌山県、島根県、香川県は1組合が開業していたに過ぎない。

なぜこのような地域的差異が生じるのであろうか。その要因として、民営電気事業の発達状況、林野率などの地理的条件、地域産業の状況などが考えられるが、推測の域を出ない。そこで、電気利用組合が比較的多く開業した愛知県、福井県、徳島県、岐阜県、大分県、京都府、福岡県、静岡県、愛媛県、岡山県、広島県を対象地域として、その設立の背景や設立方法などについて、産業組合関係資料、市町村史、行政文書等から把握することとした。

Ⅲ 地域別動向

(1) 愛知県

電気利用組合が最も多く開業した愛知県には、鹿児島県とともに、県レベルでの電気利用組合協会(1927年設立)が存在した。同協会は単組に対する指導機関として、電灯会社との電力交渉、電気器具共同購入の斡旋、電工具取扱講習会の開催などを行っていた⁸⁾。

愛知県における電気利用組合の最初は、1923(大正12)年に設立された深田電気利用組合(藤岡町)⁹⁾であった。1925年には七郷

電気利用組合(鳳来町)をはじめ、12組合が一挙に開業する。

深田電気利用組合が設立されたのは、配電区域に組み入れる際、電灯会社から多額の寄付金を要求されたことから、村営電気事業を計画するが、監督官庁から許可を得るのが困難であることを予想して、産業組合自家用として申請したことにある。実際の状態は、村営電気事業とほとんど変わりなく、役場で事務を執り、村長が要職に就いていた。組合員数は458人を数えたが、水力発電のための有効落差は10mと極めて小規模なものであった¹⁰⁾。

1927年に開業した段嶺電気利用組合は、1968(昭和43)年8月に同組合が解散する際、「当組合は昭和2年5月創立以来電気会社との受電契約により組合員に電力の供給をいたしておりましたが送電設備費が重(マ)むのと受電(購入)電力料が値上げされたので従って経営に困難をいたしました。たまたま電力導入法の制定により中部配電(マ)会社の直接営業にいたしたく数回に亘り交渉の結果、全区域を中部配電(マ)会社の傘下に入ると云う結論に達し、昭和43年5月末日に全工事が完成し、6月5日より双方の電力が切替しましたので組合は残務の整理に専念しましたが、此が完了しましたので臨時総会を開き、満場一致を以て解散決議いたしました次第であります」と述べている¹¹⁾。戦前の電気利用組合が戦後も運用され、高度経済成長時代になってやっと役割を終えた例である。

『額田町史』には、「千万町の場合、『電灯が欲しい』という地域の声が大きくなり、乙川電力と再三交渉したが、宮崎から引くにしろ、桜形から引くにしろ遠すぎる。採算が合わないということで交渉は成立しなかった。当時の通産省に陳情の結果、やっと許可を得て、大正13年、水車による発電が行われた」¹²⁾との記述がある。これは形埜電気利用組合

(1929年開業)か、雨山電気利用組合(1931年開業)のことと思われる。

また豊田市の『坂上町誌』には、松平電気利用組合(1925年開業)についての記述があり、「この工事には地元民の出役があり、電気工夫の指揮で作業が進められた」ことと、工事費は受益者負担で、電灯一灯につき4円50銭であったとが述べられている¹³⁾。

中部電力社員であった芳賀信男は、東三河地方の電気事業史をまとめ、東三河地方に多く分布した電気利用組合についても概観している。この中で芳賀は1930(昭和5)年2月13~16日に中外商業新聞に連載された「僻地における電気利用の状態」を紹介している。

この連載によれば、電気利用組合や山間部の小規模な町村営及び民営の電気事業の対立存在の理由として、(1)一般区域を持つ電気供給会社が工事費多額を要するために収支不償なりとして多額の寄附を出さない限りは、部落への供給を肯じなかったために部落民が自発的に点灯するに至ったもの、(2)電気工事請負人の勧誘に従ひ、別に利害関係については前項程考慮しなかったもの、(3)周囲の部落が点灯したため一種の流行的形式で、企業に着手したものであると述べられている¹⁴⁾。

芳賀は東三河地方の電気利用組合を紹介し、徳定電気利用組合(1925年開業・新城市)の動機は、三河水力の供給区域に属しているものの、配電線延長工事の寄附高についての折衝がはかばかしくなかったため、県と協議して、利用組合を設立したこと、七郷電気利用組合(1925年開業・鳳来町)は供給会社から多額の寄附金を要求されたことから村営電気事業を計画するが、監督官庁から許可を得るのが困難であることを予想して、産業組合自家用として申請し設立したが、実際には、村営電気事業とほとんど変わりがなかったこと、などが述べられている¹⁵⁾。

そのほか、愛知県公文書館に保存されている『産業組合台帳』には、いくつかの電気利用組合の設立申請書が綴られていて、羽布電気利用組合(1927年開業・作手村)は、「組合員ヲシテ産業又ハ経済ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト」を目的として設立され、組合員数42名、出資金は一口30円、出資総口数150口、参拾ヶ年の設置期間を定めて設立されたこと、月原電気利用組合(1925年開業・足助町)も、羽布電気利用組合と目的を同じくし、組合員43人、出資総口数70口、払込済出資額700円と記録されている¹⁶⁾。

最も多くの電気利用組合が立地した愛知県であるが、市町村史において、電気利用組合が詳述されているものはない。電気利用組合があったことが記述されている市町村史も少なく、戦前の五大電力の内、東邦電力、大同電力のふたつの大電力が本拠を置いていた愛知県に、なぜ多くの電気利用組合が立地したのかは、これらから明らかにすることはできない¹⁷⁾。

(2) 福井県

福井県は愛知県に次いで17の電気利用組合が立地した県であるが、1945年7月の福井大空襲によって県庁が焼かれ、そのため、戦前の行政文書がほとんど残されておらず、福井県の特異性についての解明は困難な状態となっている。

『福井県史』では、「山間や海辺地域への電気供給は不十分で、産業組合や共同事業による発電施設で自家用に供する方法がとられた」と記述しているが、なぜ、福井県は産業組合による電気供給が盛んだったのかについては論究されていない¹⁸⁾。

『大野市史』では、西谷村の中島電気利用組合の発電所竣工、阪谷電気組合発電所の剰水使用をめぐる紛争を新聞記事より拾い上げ

ており¹⁹⁾、『西谷村誌』では、村内に自家発電があったことには触れている²⁰⁾。また、『織田町史』では、上戸に自家発電所があったことには触れているが、それが電気利用組合であるとは記述していない²¹⁾。

今庄町宅良小学校が編集した『私たちの郷土 宅良の里』では、「杉谷村の自家発電」、「芋が平の自家発電」として紹介され、「杉谷に部落共同の自家発電ができたのは大正14年のことでした。部落の信用組合に5千円の貯金ができたので、これを基本金にしたのです」、「まだ雪の残っている二月、村じゅう総出で、村の上の方の谷川をせき止めて水路を作り精を出し、発電小屋は家々に割り当てて材料を持ち寄り、日野川電気から技術者が来てくれてでき上がったのです」と地域の電気利用組合についてふれている²²⁾。そして、『越前町史』では、皿ヶ平の46名は小型水力発電施設を設けたと皿ヶ平電気利用組合について触れているが、昭和初期には経営不振に陥ったと述べるに留まっている²³⁾。

(3) 徳島県

徳島県の電気利用組合は、1928年13組合、1938年は福井県と並ぶ17組合を数えた。徳島県は、県庁が1945年7月の大空襲のために焼失し、戦前の行政資料のほとんどが失われた。そのため、電気利用組合に関する行政資料は存在していない。そこで、市町村史を手かがりとして原資料の調査を行おうとしたが、資料の保存も確認できなかった。残る手がかりは、かろうじて記載されている以下の町村史の記述だけである。

4つの電気利用組合が立地した上勝町の『上勝町部落小史』では、田野々電気利用組合の設立、福原電気利用組合による発電にふれているが、「山間辺地にして他地域に先んじて文化の恩恵に浴した」ことと、高鉾電灯

利用組合では、「大正12年発足せしも収支のバランス思うにならず内紛が続き」、徳島県の斡旋によって、1933(昭和8)年に解散したことが記述されているに留まっている²⁴⁾。

『半田町誌』では、「下尾尻の自家発電」として八千代信用購買利用組合が経営した電気事業についてふれ、「大正15年頃、小学校長が発電事業の必要性を提唱した。水量が少なくて常には非常に暗い光度であったとは言え、山間の部落が自力で発電事業をおこしたということはきわめて画期的、進歩的事业であったと言える」と述べている。この自家発電の落差は約10mと、発電力は極めて小規模なものであった²⁵⁾。

『木屋平村史』では、川井電気利用組合についてふれ、組合員数38名、出資口数94株、出資一口50円であることが述べられ、木屋平電気利用組合については、1927(昭和2)年1月に、「地元のお寺に年賀に集まった人々が、電燈をつけることについていろいろと話したのがきっかけになって、電気組合の創設をみるようになった」こと、創設費の200円は、創設を世話した5名が分担し、一口10円の株を290口を募り、2,000円を借り入れ、4,900円の金で事業をすることになったが述べられているに留まる。なお、木屋平電気利用組合は、戦後も資金を増強(1,000円株2,636口)して、50キロワットの発電所を建設、1961(昭和36)年まで続いた²⁶⁾。

また『木頭村誌』では、木頭水力電気利用組合についてふれ、総工費が14,284円35銭であったこと、発電出力は7.5キロワットで、発電は夜間のみであったこと、10燭600灯点灯し、組合員数145名(139戸)、出資金一口10円で総額6,180円であったことが述べられている。同組合では、1938(昭和13)年頃から、盗電を防止するために左ネジをつけた電球とソケットを使用したとのこである²⁷⁾。

『上分上山村誌』には、1923（大正12）年に設立された府殿電灯組合が共同自家発電としては徳島県で最も古いと述べ、同組合は1938（昭和13）年の室戸台風による被害により廃止になったとある²⁸⁾。

(4) 岐阜県

町村営電気事業の集中地域である岐阜県は、電気利用組合の立地も多く、1938年では16組合が存在した。しかしながら、電気利用組合が記録されている町村史は少ない。

『清見村誌』は、1931（昭和6）年に開業した巣野俣電気利用組合について、配電区域は巣野俣全戸35戸、発電機の出力22馬力、総工費6,405円56銭、内300円を借り入れたのみで大部分は地元負担で完成していることを伝え、「ここに至るまでの区民の努力と結束は並々ならぬものがあった。点灯という一つの文化施設によってこの僻地に希望が湧き、隣保共助、部落団結、時間励行（電灯点滅による）等の副効果を挙げた」と記録している。また岐阜県で最も開業の遅かった小島電気利用組合にふれ、受益戸数は182戸、出資金は3万円であったことを述べ、「小規模で出力少なく、電灯の光力もうすく特にラジオさえ聴きとれぬ程」であったことを記録している。さらに巣野俣電気利用組合が設立された巣野俣地区では、1964（昭和39）年10月から中部電力の配電を受けるようになったと記されている²⁹⁾。

『朝日村誌』では、民営電灯会社（位山電灯）から供給を受けられなかった村の東部では、1922（大正11）年、前年に関係者232名で設立した第一耕地整理組合の水路を利用して発電所を建設する朝日村電気利用組合を創設し、1927（昭和2）年から約150灯の点灯を開始したと記している。1937（昭和12）年の業績は、組合員数418人、供給戸数433戸

576灯、払込資本金20,462円、差引欠損金430円とある³⁰⁾。

馬瀬村電気利用組合については、二村利明が、1923（大正12）年2月20日、電気組合の寄合があり、1926（昭和元）年7月24日には役場で電気組合集會が開かれ、同年に電気が灯ったと伝えている。そして、ある住民の日記から「本村利用組合配電工事完成し、二、三日前より送電の噂あり。今か今かと待ち焦がれ居りたる本日午後一時ころ、銀色鮮やかに試験燈をなしたれば、子供などは躍り揚がって喜んだ。燭力十二分にて、いずれも大満足である」と点灯当時の様子を伝えている³¹⁾。

そして、『高鷲村史』では、鷲見区では高鷲電気利用組合を組織し、同部落単独の経営で昭和5年に点灯された³²⁾と述べるに留まっている。

(5) 大分県

大分県の電気利用組合は、1928年では7組合であったが、1938年には14組合に倍増している。しかしながら、町村史に書き留められている例は少ない。

『萩町史』は、萩柏原電気利用組合にふれ、同組合は1927（昭和2）年10月に柏原萩耕地整理組合の組合会において電気利用組合設立の件が議決されると、直ちに有限責任形態で電気利用組合が設立され、加入者の募集を進め、一株は8円、四分割払込方式によって、一戸あたり大体三株を割り当てたと記している。そして一戸あたりの電気料金は1.50円程度で、これは人夫の一日の賃金にあたったと記している³³⁾。

『玖珠町史』は、平川共同自家用電気利用組合の熊本通信局長宛の「共同自家用電気工作物施設並二工事施行認可申請書」を引用している。出願代表者はこの申請書において、電気利用組合設立の理由を次のように述べて

いる。

「本企業者ノ属スル各部落ハ、森水力電気株式会社ノ供給区域ニシテ、既往数年ニ亘リ再三点燈ヲ方懇願シタルモ、負担金七拾五円及電柱、労カノ無償提供ヲ要求セラレ、且ツ最低燭力十六燭光、一戸当リ三燈平均ノ責任点火ナル過重条件ニシテ、到底応諾シ難ク、爾來再三哀訴・嘆願・協調方ヲ交渉シタルモ、些カモ懇請ヲ容ルルノ誠意ヲ示サス、近時ニ至リテハ条件ノ如何ヲ問ハス絶対ニ点燈セスト明言シ、茲ニ全ク点燈ノ途ナキニ及ビタルヲ以テ、関係者ハ種々研究ノ結果、本願ノ企業ヲナスニ至リタルモノニ、之ヲ然モ一戸当リ出資額ハ森水力電気株式会社ノ要求額ノ三分ノ一ニシテ定リ、電燈利用料モ低廉ニ、更ニ借入金償却後八十燭光一燈当一ヶ月三十銭ノ程度ニ減額シ得ル等ノ、便益不口モノアリ

爾シテ本計画ニ於テハ、現時財界沈哀、農家ノ疲弊極度ニ達セルハニ鑑ミ、一戸当ノ出資額ヲ可成的少額ニ止メントシ、低利年賦借入金ヲ以テ経費ノ半額ヲ支弁シ、毎年剰余金ニテ之カ償却ヲナサントス 斯クシ夜間副業奨励ノ実効ヲ助成シ、農林振興ノ一助ニモ資セントスルモノナリ」。すなわち、民営電灯会社の供給区域に組み入れるように懇願しても、多額の負担金を求められた。そこで自ら電気利用組合を設立して、電気供給を行うことを計画し、計算すれば、一戸当たりの出資額は、民営電灯会社の要求額の三分の一に留まると述べている。森水力電気の一戸当たり要求額75円に対して、平川共同自家用電気利用組合の一戸当たりの負担金は20円に留まった³⁴⁾。

また『山国町 郷土誌叢書』は、1931(昭和6)年に開業した溝部電気利用組合が1937年に村会に提出した陳情書を引用している。その陳情とは、「今般本村大字草本字尾曲山国川筋ニ於テ河水並ニ川敷使用ニ関スル村会

開会ノ趣ナル所当組合ニ於テハ現在ノ発電能力ヲ尽シテ尚不足ヲ感ジ居リ今後組合員ノ増加ハ元ヨリ本村ニ於ル金鉱採掘事業ノ発展ニ伴ヒ従業者ノ増加ヲ考慮スル時ハ之ヲ償フベキ方法ヲ講ゼザル可カラザル必要ニ迫ラレ居リ近キ将来ニ第二発電所ヲ設立スベク計画中ニ有之而ウシテ其位置タルヤ本村大字草本字フウノ木第一三九五番地先ヲ予定サレ居リ恰カモ今般貴村会ヨリ御提案ノモノト同一場所ナルニ付キ之レガ権利ヲ他ニ許可セラルルニ於テハ組合自体ノ為メ又地方産業開発ノ上ニモ影響スル所甚大ナルヲ似テ絶対ニ現出願者及其ノ他ノ出願者ニ許可セラレザル様御配慮有之ベク候 此段及陳情候也」というもので、近い将来、第二発電所を建設するので、他の者には水利権を与えないように陳情している³⁵⁾。

(6) 京都府

京都府の電気利用組合は、1928年10組合、1938年13組合を数えた。京都府における電気利用組合の地域分布の特徴は、1938年では13組合中、8組合が由良川上流部の北桑田郡美山町(現南丹市)に集中していることである。これだけ地域的まとまりを持って一定の地域に電気利用組合が立地している例は美山町以外にはなく、注目される。このような特徴が認識されていたのか、美山町における地域史に関する文献では、電気利用組合の記述がたいへん詳しく、山村における電灯導入過程のひとつの姿が見えてくる。

美山町は、1955(昭和30)年に知井村、平屋村、宮島村、鶴ヶ岡村、大野村が合併して成立した山村である。以下、旧村単位で電気利用組合の展開過程を概観する。

まず『美山町誌』³⁶⁾では、1920(大正9)年9月5日の「朝日新聞京都附録」に掲載された「村営の発電計画続出、府下北桑田郡を

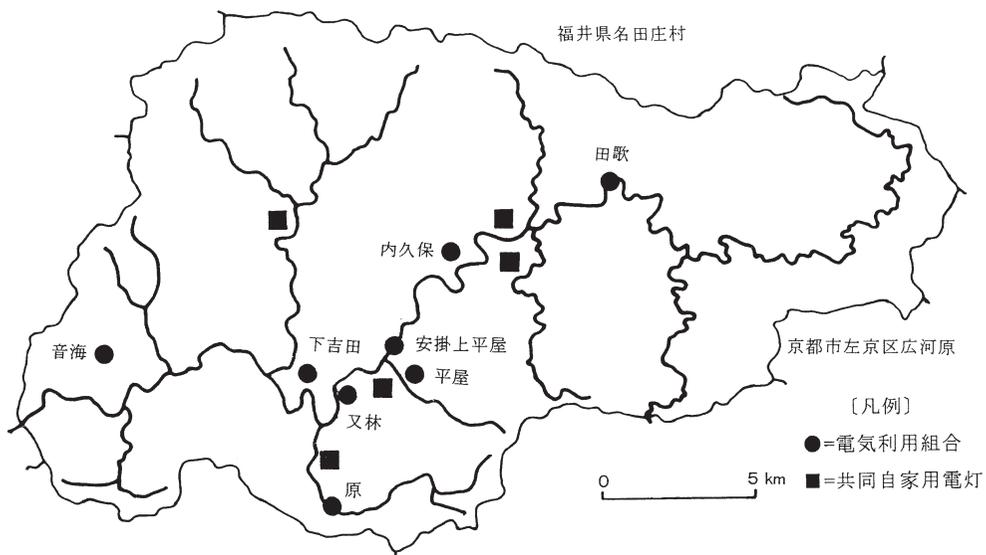
中心に主として電灯自給が目的、近頃稀らしき現象」の記事を引用している。

記事は「最近両丹地方に電灯及び電力の村営計画の頻出するは近年稀らしき現象として注目を惹き居れり、主として村落に対する電灯供給の目的を以て府土木課に調査を委託せるものを揚ぐれば北桑田郡平屋、宮島外二個村の組合経営に依らんとするものを筆頭とし、同郡弓削、知井、細野の各村、船井郡上和知村、加佐郡高野村等其例にして北桑田郡に於けるものは、主として由良川の支流を利用し、「何れも最高二百基(キロ)内外を発電せんとする小規模のものなるが、右の中知井村の水力調査は完成し実行に着手し得る運びとなれり、規模は小なれども従来僻陬の村落が天恵の水利に依りて、電灯自給の利便を執る事に気着かざりしもの今や漸く此点に着目するに至れるは一進歩と云ふべきか」と述べている。

この記事中で村営計画とあるのは、そのほとんどが電気利用組合のことで、美山町内では、由良川沿いの村々において電気利用組合が設立され、共同自家用電灯の設立もみられた(第5図)。

美山町の中心地域の東部に位置する平屋村では、1922(大正11)年に又林電気利用組合が、19名の起案によって、美山町で最も早く開業し、1924年には内久保電気利用組合(組合員65名)、1925年には安掛・上平屋自家用電気利用組合(組合員96名)が、そして1926年には平屋共同水力電気利用組合(組合員138名)が相次いで開業し、山間集落に電灯がついた。

美山町の中心地域の西部に位置する宮島村では、1924(大正13)年に下吉田電気利用組合が開業した。当時の区の記録によると工事費2800円、電柱36本、日役延241.6人、点灯戸数24戸、室内各戸点灯61、街灯7とある。



第5図 京都府旧美山町における電気利用組合の地域分布(西野原図)

- 資料1) 産業組合中央会(1928)『電気利用組合に関する調査』。
 2) 通信省(1939)『第30回電気事業要覧』。
 3) 美山町(2000)『美山町誌 上巻』。

同組合の発電所は、水力製材所の水車をゆずり受けて利用し、1925年には発電所水車をメタル歯車に新調し、発電所改造を行った。

次いで同年、板橋・宮脇共同自家用電気利用組合がふたつの集落への電気供給を目的に開業した。発電能力は毎時300wh、各戸へ10燭光灯が1～2灯取り付けられた。「文明の利器の重宝さに区民は感嘆した」という。発電機を直流発電から交流発電にし、明るさも倍加、管理も容易となったが、工事に用した費用は8000円余りとなり、板橋区の負担額は4,138円37銭6厘、一戸当たり117円22銭9厘と巨額となった。資金は、日本勧業銀行より費用の半分を借入、一灯当たり60銭を償還財源とし、弁済に充当したという。

1925年には由良川支流日の元川上流に原電気利用組合(組合員47人)が開業した。発電所は、日の元川より引く農業用水を利用し、水路を奥へカーブさせて断崖の落差でタービン水車を廻し、川へ放水した。電柱はすべて区共有林の木を伐りこれにあてたという。電灯は20燭光か16燭光の2灯だけと申し合わせ、「夏場は、夜間の田への水当てを厳禁した」という。

宮島に発電所が設けられ電灯がついたのは、以上南部四集落だけで北部五集落では計画がなく、ランプの生活が長く続いた。

美山町の東部の知井村には、1924年に内久保電気利用組合、1929年には田歌電気利用組合が開業した。電気利用組合のほかには、1926年に中・北共同自家用発電所が完成し、電気供給を開始した。発電は農業用水路を利用し、発電する夜間は発電所の方へ水路を開けて水を通し、由良川へ放水していた。また1927年には、横坂自家用発電所が完成し、灌漑用水路を拡幅して利用し取水を行った。これらの仕事は全部区の日役で行ったという。

なお、田歌より上流の芦生、白石、佐々里

の各地区に電灯が入るのは、戦後、1950年のことであった。

美山町の東北部に位置する鶴ヶ岡村では、1925年に当時の区長が京都府知事に「発電用水利使用並工事実施願」を提出した。当初は村営水力電気設置計画(大字鶴ヶ岡一円)であったが、実際は共同自家用電灯としての出願であった。「白灯光々と輝き一般予想外の光にて其の喜び一方ならず」と当時の工事記録に記されている。

このほか、60戸によって、砂本・栃原共同自家用電灯組合が設立され、総工費1万2478円で、電気料金は32燭光48銭(月)であった。

『美山町誌』によれば、町西部の大野村には、1926年に自家用発電用の水力発電所が建設されたとある。これは1926年に設立が認可された音海電気利用組合のことと考えられる³⁷⁾。

当時の自家用発電は用水路を利用したもので夏期の水稲生育期は田へ水を入れるため点灯時刻を遅くし、夜間は田へ水を入れないように申し合わせたという。また、秋は田へ水を入れないが、一年中、水を通すため水路日没や落葉掃除を何回も行い、特に渇水期には水量確保に気をくいだいたと記している。また、この頃の電気に関わるエピソードが述べられている。娯楽のひとつとして、小学校や分教場を会場として映画鑑賞が行われる時には、一軒ずつ消灯をたのみ廻って上映しなければならなかったという。

1935(昭和10)年になると、鶴ヶ岡村、宮島村、大野村の三か村では、村の全域に電気を導入するため、「宮島大野鶴ヶ岡三ヶ村聯合シテ発電所設置ノ計画ニツキ大丸堰堤関係者ト三ヶ村トノ間ニ左ノ通り協定ス」として、三ヶ村組合電灯の設立が計画された。この計画による発電所は理論馬力89馬力、発電量50kwというもので、工事費概算は63,487円と見積もられ、電柱材は杉812本、松1650

本で価格は4,674円と見積もられた。

各村ごとに有志会(村議, 区長, 有志)を何回も開催し, 経過報告, 発電所創設の同意, 測量及び設計の準備, 組合の名称, 出資金と出資方法等諸々の協議を行ったという。そして1935年11月には, 名称を無限責任上由良川電気利用組合と決定し, 翌年6月には設立申請書が京都府知事に提出された。

設立理由書によると, 京都電灯が供給区域であるにもかかわらず, 採算性から供給しないことから, 三ヶ村組合電灯によって「関係村相諮り永久不断の水力利用を急務とする, すなわち上由良川河水を節理し経済的発電設備を整え, 農村不安を自力で以て排除し, 文明の光華を僻陬に及ぼし, かつ固定労力たる脱穀, 精米麦, 製粉乃至製材, 製板など各種工業に応用し, 適地適業の実を挙げる」³⁸⁾と強調している。

計画によると, 組合員数786名, 小学校, 村役場, 産業組合, 巡査駐在所, 倶楽部, 神社・堂宇, 登記所, 医院など計837戸に供給するとし, 出資金は1口60円とされた。

『長谷区史』³⁹⁾によれば, 三ヶ村組合電灯による電気供給のための宮島村の電柱割当本数は, 22尺86本, 26尺128本ほか計332本となっており, 各戸の負担は引き込み用の電柱として平均1.5本の提供のほか, 二寸五分角の檜・栗・ケヤキを電柱1本につき2本, 末口三寸五分から4寸の松丸太を電柱本数の約半数提供し, 架線工事人夫およそ7人, 屋内取り付け費は1灯3円とされた。

長谷区では, これらの決定を受けて区集會を開いて, 各戸の出資金を70円とすることなどを決定している。そのさい, 出資金については, 区有共有山林の立木売却金を配分して出資金に充てるとした⁴⁰⁾。

このように, 京都電灯が供給区域でありながらも, 採算性から供給を拒んでいる状況の

下, 三ヶ村が連合して, 自ら全村一斉点灯をめざそうとしていたが, 1936(昭和11)年10月になると, 京都電灯が供給の条件を提示してきた。

その供給条件とは, 電柱の提供(杉, 檜随意), 松丸大(電柱植込みに使用するもの)の提供, 電柱及松丸太を最寄の場所まで運搬, 引込線電柱が必要な場合は当該家屋より提供すること, 電柱建設位置は無償にて提供すること, 家屋内引込線及器具一切の取付料(電球も含む)として一灯につき50銭, 電灯料は10燭光67銭, 16燭光77銭とすることなどであった。

このようにして, 1937(昭和12)年12月には, 京都電灯によって, 鶴ヶ岡村, 宮島村, 大野村の三ヶ村全域に電気が供給され, 上由良川電気利用組合は, 幻となった。

このような電灯会社の横暴によって, 電気利用組合を設立したケースは多く, 大原台頭電気利用組合も同様であった。

川合村大原・台頭両区(三和町)は, この地域を供給区域としていた東京電灯と電気供給の交渉を続けていたが, 両区は人家散在するため多額の報償金を要求され, また遠距離の十数戸は配電を拒絶されていたため, 1927(昭和2)年に大原台頭電気利用組合設立許可申請書を京都府に提出した⁴¹⁾。それによれば, 同組合は組合員戸数180戸, 水力発電機は交流单相式10kw, 発電電力8kwで, 自家用1灯の取付費は3円80銭であった。そして電動力を肥料粉碎・精米・製材等に利用するとした。設備費は17,773円であった。

(未完)

本稿は, 平成17~19年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)「戦前のわが国における地域組合電気事業の設立と展開に関する地理学的研究」(課題番号17520543, 研究代

表者・西野寿章)の研究成果の一部である。

(にしのとしあき・地域政策学部教授)

【注】

- 1) 西野寿章(1988)「国家管理以前における電気事業の性格と地域との対応—中部地方を事例として—」, 人文地理40-6, pp.24-48.西野寿章(1989・1990)「戦前における村営電気の成立過程とその条件—長野県上郷村の場合—」, 産業研究(高崎経済大学附属産業研究所紀要)25-1・26-1, pp.52-70, pp.61-85.西野寿章(1995)「戦前の岐阜県における町村営電気事業の地域的展開」, 産業研究(高崎経済大学附属産業研究所紀要)31-1, pp.44-72.西野寿章(1996)「町村営電気事業の地域的展開」, 高崎経済大学附属産業研究所編『開発の断面』所収, 日本経済評論社, pp.4-43.西野寿章(2006)「戦前における村営電気事業の成立過程と部落有林野—長野県上伊那郡中沢村を事例として—」, 地域政策研究(高崎経済大学地域政策学会)8-3, pp.103-118.
- 2) 西野寿章(2008)「戦前における電気利用組合の展開とその地域的役割」, 高崎経済大学附属産業研究所編『ステイナブル社会とアメニティ』所収, 日本経済評論社, pp.63-89.
- 3) 前掲の西野(1988)や西野(2008)参照。
- 4) 電気利用組合の開業組合数を時系列で把握できる統計はない。そのため, 産業組合中央会(1929)『電気利用組合に関する調査』と通信省(1939)『第30回電気事業要覧』から電気利用組合数を確認した。
- 5) 電気利用組合別の組合員数が判るのは, 産業中央会(1929)だけであり, そのため, 1930年以降に開業した電気利用組合の組合員数は不明である。
- 6) 電気利用組合の最初である長野県の竜丘電気利用組合(1915年開業・下伊那郡竜丘村)と同県の上水内電気利用組合(1922年開業・上水内郡北小川村・南小川村・鬼無里村ほか)は, 村全体, 複数の村を供給地域としたものであったことから, 電気事業法上の区分は, ほとんどの電気利用組合が属する「産業組合及び共同施設自家用」ではなく, 「電気事業法準用自家用」に属していた。これは1911(明治44)年に制定された電気事業法において, 「重要な産業または公共の利益となるべき事業」は電気事業法を準用するものと定められていたこと(電力政策研究会(1965)『電気事業法制史』p.87)と関係したものと考えられる。しかしながら, 組合員数が1,000人を超える電気利用組合がこの適用を受けなかったのはなぜだったのか。この点については, 別稿にて明らかにしたい。
- 7) 電気利用組合が開業しなかったのは山形県, 茨城県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 滋賀県, 大阪府である。
- 8) 産業組合中央会愛知支会(1937)『愛知県産業組合概観』, pp.105-107。
- 9) 電気利用組合の所在地は, 平成の大合併直前の市町村名とする。
- 10) 芳賀信男(2001)『東三河電気事業沿革史』, p.227。
- 11) 愛知県公文書館蔵「段嶺電気利用組合解散理由書」, 1968年。
- 12) 額田町史編集委員会(1986)『額田町史』, pp.545-546。
- 13) 豊田市坂上町編(1991)『坂上町誌』, pp.182-183。
- 14) 前掲10), pp.225-236。
- 15) 前掲14)。
- 16) 愛知県公文書館蔵『産業組合台帳』。
- 17) ちなみに, 電気利用組合について, その存在が少しでも触れられている町村史誌は, 設楽町(2001)『設楽町誌 村落誌』(段嶺電気利用組合), 豊根村(1989)『豊根村史』(川宇連電気利

- 用組合), 足助町 (1975) 『足助町誌』 (月原電気利用組合・阿摺電気利用組合), 小原村誌編集委員会 (1964) 『小原村誌』 (北栄電気利用組合・四字電気利用組合・東部電気利用組合) である。羽布電気利用組合のあった作手村の『作手村誌』では, 「自家発電が行われていたがいずれも記録が発見できない」と述べている。
- 18) 福井県 (1994) 『福井県史 通史編5』, p.940。
 19) 大野市 (2000) 『大野市史 第10巻』, p.429, p.544。
 20) 西谷村 (1970) 『西谷村誌 上巻』, p.716。
 21) 織田町史編集委員会 (1971) 『織田町史』, pp.167-168。
 22) 今庄町宅良小学校 (1974) 『私たちの郷土 宅良の里』, pp.46-47。
 23) 越前町史編纂委員会 (1977) 『越前町史 下巻』, p.918。
 24) 上勝町誌編纂委員会 (1975) 『上勝町部落小史』, p.293等。
 25) 半田町誌出版委員会 (1978) 『半田町誌 別巻』, pp.814-815。
 26) 木屋平村 (1971) 『木屋平村史』, p.551。
 27) 木頭村 (1961) 『木頭村誌』, pp.814-815。
 28) 上分上山村誌編集委員会 (1978) 『上分上山村誌』, pp.315-316。
 29) 清見村誌編集委員会 (1976) 『清見村誌 下巻』, pp.663-664。
 30) 朝日村誌編纂委員会 (1956) 『朝日村誌』, p.448-449。
 31) 二村利明 (1998) 『昔日百話 郷土の史話』, p.279-281。
 32) 山川新輔 (1960) 『高鷲村史』, p.730。
 33) 萩町史編集委員会 (1991) 『萩町史』, pp.566-569。
 34) 玖珠町史編纂委員会 (2001) 『玖珠町史 中巻』, pp.150-151。
 35) 山国町 (1983) 『山国町郷土誌叢書第12集』, pp.118-119。
 36) 美山町誌編さん委員会 (2000) 『美山町誌 上巻』, pp.283-295。特に断らない限り, 本文中の引用個所は省略する。
 37) 音海電気利用組合は, 本稿で資料とした産業組合中央会『電気利用組合に関する調査』には現れず, 1929年発行の『電気事業要覧』では, 1926年に設立認可と記載されているが, 使用開始年は記入されていない。しかしながら, 電気工作物の施設概要データは記入され, 資本及損益欄にも数字が入れられている。このことから, 音海電気利用組合は『美山町誌』に記載されている発電所が完成した1926年12月に開業していたとみてよい。
 38) 前掲36), p.292。
 39) 京都府北桑田郡美山町長谷区 (1995) 『長谷区史』, pp.62-64。
 40) 長谷区では, 3個所の区有林の立木を入札により売却することに決定した。『長谷区史』によれば, 一つの区有林では, 杉867本 (1本平均二尺七寸廻り), 桧93本 (1本平均二尺三寸廻り) を売却し, 3,105円を得ている。
 41) 三和町史編さん委員会 (1996) 『三和町史 下巻』, 三和町, pp.553-554。